

## 平成25年第5回玉名市農業委員会総会議事録

平成25年6月5日（水）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	13番	本田多美子	14番	森川 正志
15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利	19番	大野 金生
20番	福田 友明	22番	原口 邦弘	23番	小路 修三	24番	徳井 勝美
25番	田上 均	26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	三川 了
29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄	31番	松本 哲海	32番	生田三之利
33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生	36番	小田 募		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	18番	荒木まつ子	21番	田上 一
35番	池本 信秋						

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	永井 正治	次長	古川 泰宏	係長	二階堂 正一郎
主任	渡邊 布由紀	主任	宮田 正文	主事	中川 雪路

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1 名

議 題

第 30号	農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 31号	農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第 32号	農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 33号	農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 34号	農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 35号	農用地利用集積計画の決定について
第 36号	農業委員の辞任について

## 報 告

- 第 12号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 13号 農地の形状変更届について
- 第 14号 許可不要転用届について

## 1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 定刻になりましたので、ただ今より総会を開催します。

現在の出席委員は、36名のうち竹下委員、田上均委員、池本委員、3名の方から欠席の届けが出ております。ほかにまだ3名の方が来ておられませんけども、現在30名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成25年第5回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。本日は何かとお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第30号より議第35号までの170件と、追加議案1件、報告26件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名人は、原口委員と小路委員にお願いいたします。

-----○-----

## 2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入りたいと思います。

議第30号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第30号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成25年6月5日、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田2,871㎡を孫へ贈与するものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田798㎡を孫へ贈与するものです。

3番、伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉北方の田1,219㎡外2筆、計3,493㎡を子へ贈与するものです。

4番、石貫の申請人で、申請物件が石貫の畑62㎡を次の5番と交換するものです。

5番、石貫の申請人で、申請物件が石貫の畑186㎡を4番と交換するものです。

6番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑286㎡外4筆、計4,771㎡を子へ一括贈与するものです。

7番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑1,166㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

8番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,874㎡外1筆、計3,842㎡を経営縮小と小作地取得による売買です。

9番、天水町と山部田の申請人で、申請物件が滑石の畑525㎡外10筆、計1万18㎡を労力不足と新規参入による売買です。

10番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田995㎡外2筆、計2,602㎡を子へ一括贈与するものです。

以上10件、2万9,809㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○36番（小田 募君） 1番と2番について説明いたします。

1番は祖母から孫へ、2番は祖父から孫への贈与であります。何も問題もなく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○13番（本田多美子君） 譲渡人、譲受人は親子関係であり、子への贈与ということで許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、4番と5番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○2番（取本一則君） 4番と5番を説明いたします。

譲渡人の方と譲受人の方、お互いの耕作便利のための交換ということでの申請でございます。年齢的には80歳と73歳でございますけれども、今一生懸命農作業に従事しておられますので、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 6番。

○36番（小田 募君） これも親から子への一括贈与で、同居の後継者でありますので許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 7番。

- 24番（徳井勝美君） 譲渡人は労力不足、譲受人が規模拡大、下限面積も満たしており許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 8番。
- 28番（三川 了君） 譲渡人は経営縮小、譲受人は小作地の取得ということで、下限面積も満たしており認可相当と判断いたしました。
- 議長（東 令佐君） 9番。
- 16番（田辺信之君） 譲渡人は労力不足、譲受人は新規参入です。ここは譲受人は、元の山部田にマルゼンフーズであったところの名前が変わって会社も変わって、農業に新規参入することで、何ら問題ないと思います。許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 10番。
- 26番（小島昌文君） 譲渡人と譲受人は親子関係で、子へ一括贈与するものです。許可相当と判断いたします。
- 議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。  
ご意見、ご質問はありませんか。  
はい、どうぞ。
- 13番（本田多美子君） 9番の譲受人のことなんですが、先ほどマルゼンフーズさんからということで、私も新規参入でまだ全然経営面積がなくて、農業生産法人ということで名乗ってらっしゃるので、どういうあれかなあと思ったんですけど、そのマルゼンフーズさんから名前が変わって、初めて農業関係に参入されるということでしょうか。
- 16番（田辺信之君） はい、そうです。
- 13番（本田多美子君） 全く今まで農業はされてない。
- 16番（田辺信之君） 完全に新規です。
- 13番（本田多美子君） 新規で最初から何ていうですかね、生産法人を名乗られるんですかね。
- 事務局長（永井正治君） もともとですね、ここの法人は、筑豊のほうで会社をやっておられまして、今回そのマルゼンフーズさんを丸ごと買収というか、買い取られて、玉名のほうで新たに農業に参入をしたいということで今回入ってこられております。今回はまず1haぐらいのあれですけども、将来的にはかなり大規模にこの玉名地方で農業を参入して、それから自社で、この自社といいますか、ここで生産したものを6次産業化、加工までして、それから販売というところまでですね、この生産法人でやりたいということで今回参入されております。
- 13番（本田多美子君） わかりました。一応農業委員会はみんな結構こういうのを情動的なものを知っていたほうがいいかなあと思ってですね。

○事務局長（永井正治君） こののこれについてはですね、「広報たまな」にも載っていたかと思ひますし、熊日にも載っていたかと思ひますけども、県を通してJA玉名、JA大浜あたりとも協定を結んで、一緒にその加工をやっていこうということで、非常に意欲を持ってこられておるところでございます。

○13番（本田多美子君） ありがとうございます。

○議長（東 令佐君） ほかにございせんか。

○5番（井上清晴君） また9番ばってんですね、今までがですね、ハウスでん建ててから管理もなあんしなし迷惑しとったですたいね。この間も近所の人農業委員会のほうに來なはったと思ふばってんですね。ほっで今からも代わってからも、どがんなした作物ばつくってなんしなはったかですな。

○事務局長（永井正治君） ここについてはですね、当初、かぼちゃあたりを生産したいというような予定でございましたけども、現地が、かなりですね、雨が降ったら浸かるようなところだというようなことで、今回は、ここには水稻を作付けすることでございます。今おっしゃられたことに関しては、今後十分この生産法人については、そういうことも指導もしていきたいと思ひます。

○3番（清田順次君） 管理をびしゃっとしてもらわんと、近所の人からですね、言われたっですたい。

○事務局長（永井正治君） そのへんは、玉名市のほうと協定を結んでですね、環境保全とか、地域との共同作業とか、そういう面についてはきちっとするよにというこで、市と協定を結んでおられますので、十分やっていけると思ひます。

○議長（東 令佐君） ほかにございせんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないよですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第30号については許可することに決定しました。

次に、議第31号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第31号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,633㎡外1筆、計3,674㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成25年6月10日から5年間の契約をするものです。

2番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田2,401㎡を労力不足と相手方の要望により、平成25年6月27日から5年間の契約をするものです。

以上2件、6,075㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしているものと判断しましたので、ご提案しました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○28番（三川 了君） 1番の案件についてご説明いたします。

貸人は労力不足、借人は相手方の要望ということで、この案件は再契約ということで、何ら問題はなく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○10番（坂本誠二君） 2番の案件について説明いたします。

貸人と借人は姉弟であります。貸人は労力不足であり、また借人は相手方の要望ということでございます。下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第31号について許可することに決定しました。

次に、議第32号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第32号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可す

るものとする。平成25年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田878㎡を労力不足と耕作便利により、平成25年6月5日から5年間契約をするものです。

2番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田487㎡を労力不足と規模拡大により、平成25年6月5日から20年間契約をするものです。

3番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田906㎡を労力不足と規模拡大により、平成25年6月5日から3年間契約をするものです。

4番、伊倉北方の申請人で、申請物件が北牟田の田2,400㎡外6筆、計1万6,517㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年6月27日から10年間契約をするものです。

5番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,883㎡外7筆、計1万8,143㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年6月27日から10年間契約をするものです。

6番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,756㎡外2筆、計3,740㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年6月5日から10年間契約をするものです。

7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑716㎡外32筆、計2万7,000㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年6月5日から20年間契約をするものです。

以上7件、6万7,671㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番から3番まで担当委員は同じでございますので、続けてどうぞ。

○6番（鶴田克士君） 1番の案件についてご報告いたします。

貸人は労力不足です。借人は所有地の近くということで耕作便利で、下限面積も満たされておりますので、許可相当と考えております。

次の2番、3番の案件について、一緒に報告いたします。

貸人はサラリーマンということで労力不足ということです。借人は規模拡大をされており、下限面積も満たされておりますので許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 4番。



○13番（本田多美子君） これは農業者年金受給のための再設定ということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 5番。

○10番（坂本誠二君） 5番の案件について説明いたします。

貸人、借人は親子でございます。農業者年金受給のためでありなんら問題なく、下限面積も満たしており、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、6番と7番は委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○36番（小田 募君） これも農業者年金受給のための再設定です。貸人、借人も農業後継者でありますので、許可相当と判断いたしました。

7番も農業者年金受給のための再設定です。農業の後継者でありますので、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第32号については許可することに決定しました。

次に、議第33号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第33号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が玉名の田966㎡で転用目的が1棟平屋の共同住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上1件、966㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査

を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました

この件につきましては、始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○係長（二階堂正一郎君） — 1 番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 朗読が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

○16番（田辺信之君） 1 番の案件について説明します。

本件は共同住宅1棟8室を建設する計画です。東には水路、南と西は市道です。北は住宅となっています。給水、生活雑排水については、市の上下水道を利用し、汚水は東側の水路を利用します。本件は土砂の流出もなく、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

はい、どうぞ。

○20番（福田友明君） この案件については、成年後見人に平瀬さんという方がついていらっしゃるんですね。要するに共同、持分が2分の1、2分の1なんだけども、この雅子さんのほうにこれ後見人がついてるんですか。

○事務局長（永井正治君） はい。平瀬雅子さんが体調が悪いというか、悪いものから、ご主人の耕三さんが成年後見人としてなっておられます。

○20番（福田友明君） 耕三さんが後見人じゃなくて、平瀬さんのほうが後見人、ここには書いてありますが。

○事務局長（永井正治君） 雅子さんの成年後見人として耕三さんがなつとられるということです。

○20番（福田友明君） ああ、そういうことですね。はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案のとおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第33号について、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第34号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたしま

す。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第34号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が三ツ川の畑835㎡外1筆、計1,462㎡で、転用目的が49.75kwの太陽光発電施設です。農地区分は、中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

2番、親子関係での使用貸借で、申請物件が横島町の畑364㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

3番、賃貸借の物件で、申請物件が築地の畑2,451㎡で、転用目的が9棟の建売住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が中尾の畑1,629㎡外1筆、計2,689㎡で、転用目的が10区画の宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が松木の田218㎡で、転用目的が1棟の建売住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が大浜町の田123㎡で、転用目的が3台分の駐車場です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

7番、申請物件が築地の田224㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が玉名の田1,145㎡で、転用目的が2棟の建売住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の田494㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

10番、申請物件が立願寺の畑833㎡で、転用目的が2棟の建売住宅です。農

地区分は、土地計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

11番、使用貸借の物件で、申請物件が大浜町の田794㎡のうち391㎡で、転用目的が農業用倉庫兼選果場です。農地区分は、農用区域内にある農地で、農用区域内にある農地は、原則として許可することができませんが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可することができるとなっております。

12番、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の田426㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上12件、1万1,223㎡をご提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目に適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたのでご提案申し上げます。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○17番（楢本勝利君） 1番の案件については、太陽光発電システム用の太陽光パネルを設置するために転用し、充電収入を得て申請人の生活を安定させるものです。

申請地は、山砂採取跡地であり、周囲も山砂採取跡地の山林地目であり、支障はないものと思われれます。雨水については自然浸透となっております。また、隣接する山林地目の跡地には法人がメガソーラー発電システムを計画しており、今回の事業はそれに乗った形で行われるものです。太陽光パネルが199枚、49kwの発電を見越しているとのこと。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番。

○27番（植田勇一君） 2番の案件について説明いたします。

個人住宅建設のための申請でありまして、申請地の北側は自己所有宅地、西側は自己所有畑、南側は水路と道路、東側は畑です。排水については、雨水は敷地内に雨水用浸透柵を設置し、生活雑排水については集落排水施設へ流す計画であります。問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、3番、4番は担当委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 3番、4番につきまして説明いたします。

まず3番です。ここは現場は玉名バイパスの近くで、ゴルフ練習場の近くです。

西側を市道が走っておりまして、南側に里道が接しております。これは位置指定道路をつくって、それに市道にある上下水の埋設管をつくるということで、現地調査の結果、別に問題はなく、許可相当と判断いたしました。

それから、次4番です。この現場は玉中のグラウンドのすぐ横です。そこも市道に面しておりますけども、一応道路をつくって、それに上下水を埋設し、それを中に引き込むという形で生活雑排水の処理はするということです。別に現地調査の結果、問題等もなく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 5番。

○3番（清田順次君） 5番の案件について説明を申し上げます。

当該地域は松木地区の住宅地です。基盤整備された住宅地というふうなところで、北側に市道が入ってるということで、三方を住宅地に囲まれております。また、上下水道が完備しているというふうなことで、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 6番。

○8番（永田達三君） 6番の案件について、申請人の住宅敷地が狭いため、隣接する農地を譲り受け、自家用車3台用の駐車場として転用するものです。東側に農地がありますが、譲渡人の農地であり、そのほかは宅地と道路に囲まれた土地です。雨水については自然浸透により排水する計画です。隣接地との境界にはブロックをします。既存の住宅敷地316.52㎡と合わせて439.52㎡であり、問題はありません。本件は許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 7番。

○4番（西川英文君） 7番の案件につきまして説明いたします。

現場は築山小学校の南側のどんだん住宅ができています。市道に接しておりますし、上下水道も埋設されております。現地調査の結果、別に問題も何も見受けられず、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 8番。

○16番（田辺信之君） 8番の案件について説明します。

譲受人は不動産業を営んでおります。今回建売住宅2棟平屋を建てる計画で、ちょっと地形が悪いためですね、団地があつて、東側には家庭菜園をするということで、東は団地で家庭菜園をします。それで、西は市道、南は水田、北は住宅となっています。給水、生活雑排水は、市の上下水道を利用し、汚水は北側の排水溝を利用します。申請地は、南側と東側にブロック塀で囲んで、土砂流出を防ぐような計画になっております。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 9番。

○20番（福田友明君） 9番の案件について説明いたします。

この物件は個人住宅のためであります。貸人と借人は親子関係でありまして、現在は申請人はアパート生活しており、中古住宅をとということで最適地を探してまいりましたが、両親の高齢化とともに両親の近くの家に父の所有地があり、それを選定したものであります。

申請の場所は、専大玉名高校の北側に位置しております。周辺は閑静な住宅地であり、生活環境としては便利な場所でもあります。給排水計画ですが、給水は市の上水道を利用し、生活雑排水や汚水は合併浄化槽を設置し、水路へ排水する計画であります。雨水は雨水枡を設置し、側溝に流す予定です。周囲を必要最小限のブロックで囲み、土砂の流出を防ぐ処置も計画されており、隣接所有者並びに周辺地への被害はないと考え、本件は許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 10番。

○3番（清田順次君） 10番の案件についてご説明いたします。

現地は都市計画道と立願寺線北側に隣接したところに建売住宅を2棟を平屋を建設するというふうなことでございます。申請地の西側と北側に市道が通っており、上下水道、側溝等も完備をしてるということです。東側に耕作地がありますが、雨水等の流れ込み対策もできておるといふふうなことで、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 11番。

○10番（坂本誠二君） 11番の案件について説明いたします。

11番の案件は、譲渡人が経営する農業法人使用借人が農業用倉庫兼選果場を建設するものであります。譲受人はトマトの栽培、加工販売を行っており、現地調査の結果、普通の倉庫では手狭なため今回の申請になっております。

申請地は、農振地域内にある農地ですが、農業用施設用地としての用途区域になっております。隣接の農地との境界にはL型擁壁を設置し、30cmほどを埋め立てる計画で支障はないものと思っております。給水は地下水を利用し、雨水については自然浸透となっております。造成工事についても周辺農地に被害が及ぼさない事業計画となっております。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 12番。

○20番（福田友明君） 12番の案件について説明いたします。

申請人は現在、両親所有の住宅に7大家族で入居していらっしゃいますけれども、手狭となり、よりよい生活安定のために必要と思い、今回住宅建設を計画したものであります。

申請地は、岱明町野口の都市計画道路、国道208号線と501号線の北側に位置しておりまして、現在住んでいる住宅の東側に建設するものであります。周辺は

住宅地であり、また玉名駅まで5分、学校にも近く、生活環境としては便利な場所でもあります。給排水計画ですが、給水は市の上下水道を利用し、生活雑排水及び汚水は公共下水道を利用いたします。雨水は雨水枡を設置し、自然浸透となります。敷地周辺には盛土を施し、土砂の流出入を防ぐ処置も計画されており、隣接する住宅とは距離もあり、周辺地への被害はないと考え、本件は許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○33番（谷川文武君） 4番の件ですけども、これは宅地分譲地ということで、宅地が10区画全部売れてしまえば草が植わったり荒れることはなかって思いますばってん、売れ残った土地が荒地、荒地じゃなくて草あたりが植わったときのその管理等は、そこらへんの管理をしてくださいとか、申入れ等はこれは日新商会さんのほうにはどぎゃんなとつとですか、そこらへん。

○4番（西川英文君） 今の案件につきまして説明いたします。

ここは売り主の方がですね、全てまだ管理はされるということですね、売れたら、複数の所有権移転といいますか、だそうです。わかりにくいですね。その日新商会は、その売れるように要するにお客を探すということですね。

○33番（谷川文武君） ばってん、その譲受人が結局この畑をかうてから区画分譲、区画整理して分譲しなはつとでしようけんですね。

○4番（西川英文君） じゃなかですもんね。

ああ、ごめんなさい。4番、この分ですね。ここはですね、荒尾の有限会社が一括管理ですね。本人はその時点での売買、だから、そこの買ったところがあとの管理はすると。

○33番（谷川文武君） よかですか、その管理ばすつちゅうけど、草が植わったりすれば、その売れ残ったところは年に2、3回以上は切んなはつとだろか。やっぱり周りに迷惑かけるて思うとですけど。

○4番（西川英文君） 多分迷惑はせんと思います。

○33番（谷川文武君） ああそうですか。

○4番（西川英文君） 多分全部売れるということやってると思います。

○事務局長（永井正治君） この間の現地調査の時点で、大半は予約をとったということです。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

○33番（谷川文武君） 3番は今、説明しよんなはつとごつ、売れたとこだけ、何て

言わしたですか。

○4番(西川英文君) 私もこれは初めての経験ですけども、一括売却じゃないんです。

○事務局長(永井正治君) ここは、賃貸借でまず全体の賃貸借をするということですね。それから建売住宅を建てて売っていくと。その売れた時点でその建売住宅の購入者に対して、所有権を一つずつ移していくというようなやり方をされるようです。

それから、例えば9戸建てて1戸売れば、残りの8戸はまだその土地については、土地については賃貸、建物についてはこの会社が管理するという形です。売るときは土地と建物と一緒に売りますので、土地についての代金は元の持ち主さんのほうにいて、所有権を移すという形になります。ちょっと変則的なやり方で、今回私もこれ聞いたときちょっと困ったんですけども。

○議長(東 令佐君) ほかにございませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第34号については許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第35号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(永井正治君) 議第35号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成25年農用地利用集積計画(案)による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成25年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画の案のとおり、玉名市長より意見を求められております。16ページから27ページまでの138件の集積です。所有権移転が6件の7,814㎡、利用権設定が129件の44万2,932㎡、利用権転貸が3件の1万3,621㎡で、合計138件の46万4,367㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(東 令佐君) 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決



定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第35号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

次に、追加議案の議第36号、農業委員の辞任についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) ただいまから追加議案の用紙を配付しますので、しばらくお待ちください。

(資料配付)

○事務局長(永井正治君) 議第36号、農業委員の辞任について。「農業委員会等に関する法律」第12条第1項第2号の規定に基づき、市長が選任した下記の委員から辞任願が提出されましたので、同法第16条の規定に基づき辞任することに同意するものとする。平成25年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

辞任される届出人が、玉名市土地改良区選任の原口委員でございます。5月24日付けで一身上の都合により6月30日をもって辞任する旨の辞任届が会長あてに提出がございました。

選任委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第16条の規定で、委員は、農業委員会の同意を得て辞任することができるとなっておりますので、今回ご提案しているものでございます。

なお、農業委員会の同意後は、農業委員会の総会の議決で、辞任申出人を除く出席委員の過半数の賛成によって行うものとなっております。また、辞任の時期につきましては、農業委員会の協議を経た上で、辞任申出者が市長に辞任届を提出し、それが受理されたときとなっております。

また、補充につきましては、玉名市土地改良区の理事会において選任されるものと思いますが、時期についてはこちらのほうでは把握しておりません。以上でございます。

○議長(東 令佐君) 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

はい、どうぞ。

○33番(谷川文武君) この方が6月で辞任されるということで、そのあとは土地改良区からまた上がってるんですか。

○事務局長(永井正治君) はい。今回6月5日で新たな理事さんが選任されておられて、土地改良区の理事がですね。引き続き原口委員は土地改良区の理事でございます。

ますけれども、今回その農業委員としての職務を辞したいということで承りまして、こういうふうな形になっております。

引き続き原口委員が、理事で改選のときいなくなれば、農業委員は失職という形で、こういう提案の仕方はしないんですけども、あくまでも理事で、引き続き理事でありながら農業委員を辞めるということになりますと、こういう辞任の届け出ということで、総会の議決が必要ということでもあります。

今後は、玉名市土地改良区のほうの理事会で、農業委員の選任委員を推薦していただきますと、玉名市長のほうがその人について農業委員としての選任をされ、こちらのほうに農業委員としての通知が入ってくるという形になります。それからですので、土地改良区のほうとしては、今後理事会を開いて農業委員の推薦を行うということですので、まだはっきりわかっておりません。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

○10番（坂本誠二君） ちょっと参考にお尋ねしますけども、10番の坂本です。

農業委員の辞任ということについて、今回こういうふうなことになったんですけども、一身上の都合というのは、もうしょうごんなかけんもう辞めるというようなことでもそれはいいんでしょうかね。

○事務局長（永井正治君） 本来であれば、法律上を言いますと、正当な理由がある場合は辞任することができるというふうになっております。その正当な理由というのがどこまで正当というかは、今後総会の中でということになりますけども、しかし、そこは本人の辞任したいということですので、これはもう重く受け止めてこちらのほうは提案しております。

○10番（坂本誠二君） いや実際今日ですね、ある農業委員さんが仕事が忙しくて来られんというようなことを聞きましたので、それから、では次に2カ月連ちゃんできてきたらですね、果たして適正だろうかというような、そのへんはどうなのかなと危惧するわけですね。それが正当な理由かどうかというのは、それは皆さんが判断すること。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようでございますので、採決に移ります。議第36号、農業委員の辞任について、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第36号については、同意するものと決定します。

-----○-----

### 3. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第12号から報告第14号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 28ページをお願いします。

報告第12号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成25年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は23件の解約の通知を受理しております。

続きまして、34ページをお願いします。

報告第13号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成25年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は2件の届けを受理しております。80cmから1m程度を利用して、野菜畑として利用されるものでございます。

次に、報告第14号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成25年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、農業用倉庫1件の届けを受理しております。

以上、ご報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

はい、どうぞ。

○33番（谷川文武君） この14号のこの許可不要転用届ていうとは、農業者が農業用の倉庫だけんよかちゅうことですか。

○事務局長（永井正治君） はい、農業用の倉庫等については、200㎡未満については届け出でいいということになります。200㎡を超えれば、通常の4条あるいは5条転用になってきます。

ですから、5条のほうでありました農業用倉庫兼選果場というのも、391㎡になっておりますので、これは11ページの11番は転用の許可が必要でございます。

○議長（東 令佐君） 質問ほかにありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、今月予定していましたが議案審議と報告を終わります。

-----○-----

#### 4. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。

○7番（永田知博君） TPP参加後の食糧自給率27%というような恐ろしいその数字が出とるわけですね。それに伴いまして、ここに今、私はチラシを持ってきてる。皆さん見とられると思いますけども、「農地を急募 現金買取り」でこういうチラシが出とるわけですね。こういうのはいかがなもんですかね。とにかく農地を、我々は農地をどっちかていったら守っていかないかん立場にありながらですね、指ばくわえて見とってですたい、どんどん家ば建てて、建て売りばどんどんやれというような、何かこれ見てみるとしゃが、なんか気持ちの悪なっじゃなかですか。農地急募なんて。

○事務局長（永井正治君） その件に関しては私たちも、ちょっといろいろありましたので、そのチラシの配布元に申出をしまして、あくまでも農地については農業委員会の許可が必要になってきますので、そういう表現の仕方はしないようにということで申出はしております。

○7番（永田知博君） ああそうですか。いやもう実際これは失礼な話ですもんね。こういう書き方は。

○事務局長（永井正治君） だから、この間現地調査のとき、農業委員さんも立会いでおられましたけども、そのへんは申出をしました。軽々しくそういうことを書かないようにということで指導しました。

○事務局長（永井正治君） 宅地見込み地とか書いてあればいいんですけど、農地というのはですね、あくまでも簡単に買えないわけですから、そのへんのことはちゃんと伝えております。

○7番（永田知博君） 安心しました。

○議長（東 令佐君） その他で何かほかにございませんか。

○4番（西川英文君） 耕作放棄地の件について、これは以前、局長のほうから農地の非農地証明書を付ければ登記が無料になるとかそういうことを聞いたことがあるんですが、このことにつきましてはもう少し詳しく説明をしていただいて、そういった耕作放棄地が、どうしても農地に返らないような耕作放棄地が私たちの地区にありますので、そういったものを山林なりに変えてはどうだろうかということで申しましたら、そういった制度があれば利用したいという方もいらっしゃいましたので、ということでお聞きしましたら、そういった制度があれば利用したいというような方もいらっしゃいましたので、再度また事務局にいろんなルール作りをしていただきまして、次回総会でお答えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 今、西川委員の質問ですけども、非農地証明ということで、前回、農業委員会の終わりがたでさらりとお話ししたんですけども、実際、耕作放

棄地でもう農地に返すことができない農地というのがかなりあると思います。実質的にですね。もう竹が入り込んでしまって、どうしても農地に返すことが相当費用がかかってできないような、山林化した農地もあるかと思うんですけども、そういう農地につきましては、農業委員の立会いのもとで現地を確認し、本総会において了解を、議決を得ることによって、その土地の所有者に非農地証明という通知書を発行できるようになります。その発行した非農地証明をもとに登記所において登記をすればですね、山林なり竹林なりに地目が変更になると。

そうなりますと今、たまに4条、5条あたりで植林で山林とか竹林というような形で転用が上がってきておりますけども、人の手を加えずに竹林化した農地については、この非農地証明で山林とかそういうことに地目を無料で変えることができます。そういう制度が今まであったんですけども、現在なかなかここまではいっていませんで、少し本年度はこの非農地証明に取り組んでいこうかなあということで、前回申し上げております。

少し勉強会もする必要があるのかなというふうに思いますので、もしできれば、次回の農業委員会総会のあとにでも、こういう非農地証明の順序なり要領なりが県から示されております。それに伴った事務量も増えてきますけども、それによって、それについては県のほうから幾分か補助金も交付されるように、今年度から県のほうがしております。少し次回に勉強会を開いてみたいなというふうに思いますけども、よろしいでしょうか。

○33番（谷川文武君） もう1回よかですか。農業委員会が現地を確認して、農業委員会の総会で許可をしてから非農地証明が出るわけですか。

○事務局長（永井正治君） その非農地証明と登記申請書を作成して、一緒に持つていくことによって、山林に地目変更ができるということです。登録免許税あたりも無料となっておりますし、登記申請の書類については、法務局のホームページに書き方なり用紙もありますので、それで書き込みすれば、例えば、土地の所有者が現在本人であれば簡単にできます。だから住所の変更とか、例えば、未相続農地となるとそういう手続が若干必要になってきますけども、本人所有の農地であれば、非常に簡単に手続ができるということですね。そうすることによってうちのほうの農地からは、台帳からは削除していくという形になります。

○33番（谷川文武君） 今おっしゃった県の補助が何かあるとか。

○事務局長（永井正治君） 県の補助につきましてはですね、ここでそういう非農地証明をすることによって、作業が、事務が増えてきますので、ここで総会で議決して非農地証明を出しますけども、その面積10aあたりに2,000円の交付金なんかくるようになっております。

- 33番（谷川文武君） 農業委員会にですか。
- 事務局長（永井正治君） そうです。事務手数料としてですね。
- 33番（谷川文武君） 農業委員会としては、登記手続を農業委員会がしてやるということじゃなかわけな。
- 事務局長（永井正治君） そこまですれば非常に市民の方は喜ばれると思いますけども、だからさっき私が言いましたように、本人の所有地で住所変更も何もなくてそのままいけるのであれば、うちのほうからそこは打ち込んでもいいのかなと。ですから、非農地証明と登記申請書ぐらいは作ってもいいのかなと。ただ、相続とか住所変更とかいろんなそういうのが出てくれば、やっぱり本人にしてもらわんといかんとかかと、そういう感じでおりますけども、あとは、職員がそのへんは順次打ち合わせしながらいきたいと思います。
- 33番（谷川文武君） そすと完全に変わってうたったが、結局その耕作放棄地だったけん、そこには何か植えんばいかんちゅうことですか。
- 事務局長（永井正治君） いや、人の手を加えたら転用になります。人の手を加えたら転用になりますので、あくまでも現状が、周りからそういう竹が入り込んだり種子が飛んで樹木が生い茂って、もうどうもできないような農地については、山林あるいは原野として登記をしてくださいというやり方ですので、自分で手を加えたらこれはもう転用になりますので。
- 2番（取本一則君） 昭和46年度に農業者年金が一番最初にスタートしたですね。そのときうちの親父が、そのころですね、畑に杉ば植わしとらすですもんね。そのときは農業振興課のほうで杉でよかばいたということで指導はあつとるわけです。そつで植わしたわけ。そしたらそれがもうこがんなつとるわけたいな。もう昭和46年当時だけん。そすともう実際はもうえらい杉山ですたい。こっちは畑ですもん。そういうのがあるもんだけん、地籍のときに山にしようかてしたら、そらあ山にすつとは自分で何かせなんとがいろいろあつたですもんね。
- 事務局長（永井正治君） それは出ません。それは転用になります。ですから、当時、杉の木を植わしていいということであれば、それは恐らく農地として杉の苗木を植わして、一時的に植わしてまたこう出すと。そういうのは農地として残ります。でも、もうその手を加えずに大木になつとけば、それはもう人の手を加えたとみなされて転用になりますので、それは非農地証明はできません。ただその判断をどうするかは、農業委員会の判断です。また、この件につきましては、次回、農業委員会総会のあと少し勉強会を開催したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議長（東 令佐君） ほかにございせんか。

○20番（福田友明君） ちょっと会長よかですか。

○議長（東 令佐君） はい。

○20番（福田友明君） 一つだけちょっとお尋ねしますけれども、今、農業委員会に申請される中でですよ、ほとんどの方が知らなくて、駐車場の倉庫、倉庫じゃなくて何ていうかな、車が入る駐車場の車庫が、いま念書で、また今度新しく家を建てたりする場合に、その車庫証明が許可されなくて建ててる方がほとんどなんですよ。そういうために念書ということが非常に多くなったんですけど、こういうことについてちょっと農業委員会から先に何かアクションを起こす必要はあるんじゃないでしょうか。ほとんどわからなくともう多分車庫を建てたような方ばかりだと思うんですよ。だから多いんですかね。

○13番（本田多美子君） 今の件なんですけど、「農業委員会だより」か、あれはだれも読まんとですよ正直ね。だけんよかことば書いてあるばってんなかなか読まばってんが、「広報たまな」なら読みなはるけん、そういうのも「広報たまな」のほうに少し情報を、どっか農業委員会で出したりとか、そういうことは必要ではないでしょうか。

○事務局長（永井正治君） 農業委員会としてそういう広報が少し足りないところはあるのかもしれませんが、今後、今、本田委員もおっしゃられたように、福田委員も言われたようなことを「広報たまな」のほうに少しでも枠をとって、定期的にそういう形で広報していきたいと思います。

○20番（福田友明君） 車庫じゃなくたって車庫証明するときには、普通の広場にもう車庫証明ばとって、じゃなくって、全然わからなくって、例えば30年前に車庫ばちょっとそこの大工さんをお願いして建てたと。ところがもう家自体が古くなったから増改築するときには、こら何だということで、必ず念書しないとこれはできないでしょう。そこをちょっと言ってるんですね。ほとんど知らない方がそういうふうにやってるのでは。

○事務局長（永井正治君） 始末書の、本当に知らずにやった人と、知ってて、せからしかけんしとらす人も中には、私たちが現地見よつとわかりますけども、だからといってそこにペナルティを与えても、何らお互いのメリットはないもんですから、そういう書面上でしてるんですけども、悪質なものについては、これは困ります。悪質なそういう転用についてはですね。ただ、法的な罰則規定もありますけども、そこまで行政処分を科すかという、なかなかちょっと行政としてそこまでいかどうかというのは、非常に労力と色々な問題も絡んできますので、できないのが現状だろうと思いますし、県あたりも非常にそのへんは多分。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

(なしの声)

-----○-----

5. 閉 会

○議長（東 令佐君） それでは、ないようですので、慎重なる審議誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 2 0 分



以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成25年6月5日

玉名市農業委員会会長                      東    令佐

農   業   委   員                              原口 邦弘

農   業   委   員                              小路 修三